

財務省告示第五百八号

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年十二月三日に基づき、同法第五号

に買入を別表のとおり告示する。同法第五号

財務大臣 谷垣禎一

(別表)

合 計	利付国庫債券 (十年)	国債の名称	記号
	第二百七回	額面総額の	
五百億円	五百億円	額面総額の	五百億円
	百一円六十五銭二厘	額り面の金額買入百円価格當た	百一円六十五銭二厘